

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市情報公開審査会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から令和2年12月28日付け大東淀保福第864号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が令和2年8月26日付け大東淀保福第356号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）で実施機関が公開しないこととした部分のうち、別表に掲げる部分を公開すべきである。

本件決定のその余の部分は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、令和2年7月10日、条例第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「平成25年4月～8月の東淀川区保健福祉センターにおける特別養護老人ホーム入所措置処分についての全記録」と表示して公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を「要援護高齢者緊急一時保護 依頼書」、「要援護者入退所報告書」、「想定問答集」、「関係者との面談記録」及び「関係機関との経過記録」（以下「本件各文書」という。）と特定した上で、①「要援護高齢者緊急一時保護 依頼書」に記載された「依頼日」、「個人の氏名」、「生年月日」、「年齢」、「住所」、「介護認定」、「日常生活自立度」、「認知症レベル」、「移動の手段」、「医療の必要性」、「服薬中の薬」、「食事」、「食事介助」、「虐待の種別」、「世帯状況」、「利用開始日」、「退所予定日」、「今後の方針」、「入所時所持金」、②「要援護者入退所報告書」に記載された「日付」、「個人の氏名」、「生年月日」、「性別」、「種別」、「発生場所」、「住所」、「所持金」、「入所年月日」、「退所年月日」、「退所理由」、③「要援護者入退所報告書」に記載された「法人の所在地」、「名称」、「代表者名」、「印影」、④「想定問答集」に記載された質問及び回答のうち、特定の個人のために作成された部分、⑤「関係者との面談記録」

に記載された特定の個人に関する情報、⑥「関係機関との経過記録」に記載された特定の個人に関する情報及び⑦「関係機関との経過記録」に記載された本市の事業に関する情報を公開しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

記

条例第7条第1号に該当

(説明)

上記①・②・④・⑤・⑥については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

条例第7条第5号に該当

(説明)

上記③については、本市の事業に関する情報であって、被保護者の所在地を公にすることにより、大阪市要援護障がい者・高齢者一時保護事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

上記⑦については、本市の事業に関する情報であって、公にすることにより、大阪市要援護障がい者・高齢者一時保護事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 審査請求

審査請求人は、令和2年11月18日に本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定を取り消し、全部公開決定を求める。
- 2 本件決定において、条例第7条第1号に該当するとして公開しないこととされた部分（①、②、④、⑤、⑥）は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがない情報であり、かつ、同条例第7条第1号ただし書イに該当するため。

審査請求人の亡母は、大阪市東淀川区役所保健福祉課による緊急一時保護により、同居していた娘である審査請求人と自由に面会交流できない状態に追い込まれ、その後特別養護老人ホームへの入所措置処分を受けたうえ、市長申立による成年後見人申立がなされたため、死亡する平成30年8月7日までの間、審査請求人とは自由に面会交流できない状態が続き、娘と交流をはかる権利や娘と引き続き同居する権利を奪われ、大きな精神的苦痛を受けていたから、実施機関に対して損害賠償請求権を有して

いたところ、審査請求人は、亡母の法定相続人として、これらの請求権を相続した。

本件決定により公開しないこととされた部分（①、②、④、⑤、⑥）は、審査請求人の亡母の緊急一時保護に係る情報であり、審査請求人が亡母から相続した前記損害賠償請求権を行使するためには、公にされる必要がある。

以上より、実施機関が公開しないこととされた部分（①、②、④、⑤、⑥）は、条例第7条第1号ただし書イに該当する。

- 3 本件決定において、前記条例第7条第5号に該当するとして公開しないこととされた部分（③と⑦）は、公にすることにより、大阪市要援護障がい者・高齢者一時保護事業（以下「緊急一時保護事業」という。）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないため。

③は、審査請求人の亡母が緊急一時保護により入所した施設に係る入退所報告書であるところ、同人は、その後入所措置処分による施設入所後平成30年8月7日に死亡し、既に、同施設に所在していないから、被保護者の所在地を公にすることによる事業の遂行に支障をきたすおそれはない。

⑦についても、被保護者であった審査請求人の亡母が死亡し、既に、施設に所在していない現在、その経過記録が公にされても事業の遂行に支障をきたすおそれはない。

第4 実施機関の主張

実施機関は、本件決定の理由について、おおむね次のとおり主張する。

1 高齢者虐待対応及び緊急一時保護事業について

緊急一時保護事業とは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者の支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）」第9条及び「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律第124号）」（以下「高齢者虐待防止法」という。）第9条の趣旨に基づき、養護者からの虐待により生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがあると認められる障がい者及び高齢者、警察に保護された身元不明の徘徊認知症高齢者、並びに介助者が急病等により不在となる事態が生じた障がい者を障がい者支援施設及び特別養護老人ホーム等において一時的に保護することにより、保護を必要とする障がい者及び高齢者の身体面の安全と精神的安定を確保することを目的としている事業であり、本市では事業実施に関し必要な事項を「大阪市要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業実施要綱」（以下「緊急一時保護要綱」という。）に定めている。

本市の高齢者虐待対応において、区保健福祉センターは、高齢者虐待のうち養護者（高齢者を現に養護する者）による高齢者虐待の通報・届出・相談窓口であり、養護者による高齢者虐待対応の第一義的な責任を担っており、養護者及び高齢者に対し、相談、指導、助言を行うほか、必要に応じて老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2に定められた支援及び、第11条第1項第2号に定められた措置、支援を行う。

区保健福祉センターは、高齢者虐待の相談、通報、届出があれば、地域包括支援センター・総合相談窓口（ランチ）と連携し、高齢者の安全確認や養護者の状況確認などの事実確認を行い、虐待かどうかの判断、緊急性の判断（高齢者虐待防止法第9条

第2項に基づく分離及び同法第11条に基づく立入検査を行うかどうか)、支援方針の3点を決定する。

緊急性があり、分離保護が必要と判断されると、区保健福祉センターは、要援護者に援助可能な資源（資産・人的資源等）があれば転居、親族宅への避難、宿泊施設（ホテル等）の利用などを選択肢とすることができるが、援助可能な資源がない場合かつ高齢者が入院加療を必要とする状態ではない場合、高齢者虐待防止法第9条第2項に基づき、老人福祉法第11条第1項第2号を適用した特別養護老人ホームへの入所措置（以下「やむを得ない措置」という。）等を行わなければならない。しかしながら、緊急対応が可能な受け入れ先施設は限られていることから、区保健福祉センターで手を尽くしても施設が見つからないこともある。そのような場合に、福祉局生活福祉部地域福祉課（以下「地域福祉課」という。）が緊急一時保護要綱第3条の規定に基づき入所委託契約を締結し確保している特別養護老人ホーム等の施設（以下「一時保護施設」という。）に要援護者を収容する。

緊急一時保護事業における保護期間は緊急一時保護要綱第5条において基本的に14日以内と定められており、この間に区保健福祉センターは要援護者の地域ケア会議などにより施設への入所、医療機関への入院先など支援体制の構築を図ることとされている。

2 緊急一時保護事業利用の流れ

区保健福祉センターはサービス利用調整会議で要援護者の分離保護の支援計画を決定した時点で、地域福祉課に一時保護施設活用の可能性があることを連絡し、区保健福祉センターから連絡を受けた地域福祉課は、区保健福祉センターから提出される「要援護高齢者緊急一時保護依頼書」により緊急一時保護事業の適用事例であることを確認し、事案の概要を電話で聞き取るなどした上で、同事業の委託施設へ連絡を行い、受け入れ先施設を調整する。地域福祉課から受け入れ先決定の伝達を受けた区保健福祉センターは、要援護者を一時保護施設へ移送し、一時保護施設入所時に当該施設あてに「要援護高齢者緊急一時保護依頼書」を提出する。その後一時保護施設は緊急一時保護要綱第8条第3項に基づく「要援護者入退所報告書」を地域福祉課あてに提出する。

3 養護者による高齢者虐待における本人の安全を守るための情報管理について

上記1及び2で述べたとおり、やむを得ない措置を行うべき要援護者でありながら、区保健福祉センターで施設の確保が出来ない場合に、最後の手段として緊急一時保護事業が存在する。

やむを得ない措置を行う場合には、高齢者虐待防止法第13条に基づき養護者に対して面会制限を行うことができるとされており、同様に緊急一時保護事業についても要援護者同意のもと、面会制限を有効に継続させ、養護者による連れ帰り及び虐待の再発を予防する目的により、要援護者の入所先を秘匿事項としている。

なお、そのほかに区保健福祉センターは、年金事務所に対し「機密保持の手続き」を行い、年金事務所において基礎年金番号を変更させ、本人又は法定代理人以外の者

が委任状を持参して来訪しても個人情報に関する回答及び手続きが行われないようにする措置の依頼や、養護者が住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用して要援護者の居場所を探し、再び虐待に及ぶ恐れを防止するために、住民基本台帳に関する業務主管課に対し「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置」の申し出を行う場合もある。

4 本件各文書において非公開とした情報について

本件各文書のうち、「要援護高齢者緊急一時保護依頼書」とは緊急一時保護を行う際、区保健福祉センターが作成し地域福祉課及び一時保護施設のコーディネーターに提出した文書であり、「依頼日」、「送付先」、「送付元」、「氏名」、「生年月日」、「年齢」、「住所」、「介護認定」、「日常生活自立度」、「認知症レベル」、「移動の手段」、「医療の必要性」、「服薬中の薬」、「食事」、「食事介助」、「虐待の種別」、「世帯状況」、「利用開始日」、「退所予定日」、「今後の方針」、「担当者氏名」、「電話番号」、「次回訪問予定日」、「訪問予定者名」、「入所時所持品」の各情報で構成されており、「依頼日」、「個人の氏名」、「生年月日」、「年齢」、「住所」、「介護認定」、「日常生活自立度」、「認知症レベル」、「移動の手段」、「医療の必要性」、「服薬中の薬」、「食事」、「食事介助」、「虐待の種別」、「世帯状況」、「利用開始日」、「退所予定日」、「今後の方針」、「入所時所持品」（以下、「本件非公開部分1」という。）を非公開とした。

「要援護者入退所報告書」とは一時保護施設のコーディネーターより本市に提出される入所又は退所の報告様式であり、「日付」、「送付先」、「法人の所在地」、「名称」、「代表者名」、「印影」、「氏名」、「生年月日・性別」、「種別」、「発生場所」、「住所」、「取扱警察署」、「社会保険の有無」、「所持金」、「扶養義務者氏名・連絡先」、「入所年月日」、「退所年月日」、「退所理由」、「備考」の各情報で構成されており、「日付」、「個人の氏名」、「生年月日」、「性別」、「種別」、「発生場所」、「住所」、「所持金」、「入所年月日」、「退所年月日」、「退所理由」（以下、「本件非公開部分2」という。）、「法人の所在地」、「名称」、「代表者名」、「印影」（以下、「本件非公開部分3」という。）を非公開とした。

「想定問答集」とは、一時保護後の養護者等との対応のために地域福祉課が「高齢者虐待対応マニュアル」として作成し、東淀川区役所保健福祉課内で共有している文書であり、当該マニュアルのうち家族構成等、特定の個人の状況を踏まえて作成した部分（以下、「本件非公開部分4」という。）を非公開とした。

「関係者との面談記録」とは、分離保護後の実際の養護者等との対応を記録した文書であり、養護者等との対応が不要な場合は、通常作成しない文書であり、一問一答のうち、特定の個人に関する部分（以下、「本件非公開部分5」という。）を非公開とした。

「関係機関との経過記録」とは、一時保護後の本市と関係機関との連絡記録を書面にした文書であり、関係機関との連絡がない場合は、通常作成しない文書であり、連絡内容のうち、特定の個人の氏名や役職名等が記載された部分（以下、「本件非公開部分6」という。）及び実施機関が行う処分の着眼点、範囲、手法の一端及び経過が記載された部分（以下、「本件非公開部分7」といい、本件非公開部分1～7をあわせて「本

件各非公開部分」という。)を非公開とした。

5 本件各非公開部分の条例第7条第1号該当性について

本件非公開部分1及び2のうち、個人の氏名、生年月日、住所、世帯状況、利用開始日については特定の個人の情報そのものである。また、実施機関において、本件非公開部分1及び2のうち、その他の部分については、当該情報そのものからは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できると判断した。ここでいう「他の情報」とは、新聞や出版物等通常容易に知り得る情報と照合するだけでは、特定の個人を識別することができない場合であっても、親族、友人、同僚、関係者等が知り得る情報を照合することにより特定の個人が識別される場合も含まれる。

同様に、本件非公開部分4については、一時保護後の関係者との対応手順を示した文書であり、地域福祉課作成の「高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、今回の事案のために実施機関において作成したもので、特定の個人の家族構成等が分かる情報が記載されており、本件非公開部分5及び6については、関係者及び関係機関との対話及び通話記録である。個人の氏名については特定の個人の情報そのものであり、その他の非公開部分についても特定の個人に対する措置の流れや発言記録等が記録されているため、実施機関において、当該情報そのものからは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できると判断した。審査請求人は条例第7条第1号ただし書イに該当する旨主張しているが、条例第7条第1号ただし書イは、各号本文の例外として、本文に規定する個人情報に該当する情報であっても、当該情報を非公開とすることにより得られる利益よりも、当該情報を公開することにより得られる人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護という公益が優越される場合には、当該情報を公開すべきことを定めたものである。したがって、比較衡量を行うに当たっては、人の生命等を害する相当の蓋然性その他保護の必要性、緊急性等を具体的かつ慎重に検討する必要があると解される。実施機関としては、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる特段の事情があるとは認められないため、当該非公開部分を非公開にすることにより得られる利益と、公開することにより得られる公益の比較衡量を行うことができず、条例第7条第1号ただし書イには該当しないと判断する。

6 本件各非公開部分の条例第7条第5号該当性について

本件非公開部分3については、これらの情報が公開されれば、当該法人が緊急一時保護事業の受け入れ先であることが明らかになり、虐待者が被虐待者の居所施設へ来訪することが可能となれば、緊急的な分離保護の実効性が担保出来なくなり、高齢者虐待防止法第9条に規定された当該高齢者の保護を図られるよう養護者による高齢者虐待により生命または身体に重大な危険が生じているおそれがある高齢者を一時的に保護するという目的の達成が困難となる。

また、本件非公開部分7については、実施機関が行う処分の着眼点、範囲、手法の一端及び経過が記載されており、それらの情報が公になることにより虐待者において

は、虐待通報した関係機関との関係を断ち、被虐待者の身体や意思を拘束して虐待の事実が外部に漏れないようにする等の対抗措置や防衛措置を講じられることにより、緊急一時保護事業及び高齢者虐待対応事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第5号に該当するものと判断した。

7 小結

以上の次第であり、本件決定は条例に則った適正なものである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開の義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 争点

審査請求人は、本件決定による本件各非公開部分が、それぞれ非公開情報に該当しないと主張するのに対し、実施機関は、本件非公開部分1、2、4、5及び6が条例第7条第1号に、本件非公開部分3及び7が条例第7条第5号に、それぞれ該当するものとして争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件各非公開部分の条例第7条第1号及び第5号該当性である。

3 条例第7条各号の基本的な考え方

(1) 条例第7条第1号の基本的な考え方

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は原則として非公開とすることを規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健

康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 条例第7条第5号の基本的な考え方

条例第7条第5号は、本市の機関等が行う事務又は事業の目的を達成し、公正、円滑な執行を確保するため、「本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は公開しないことができると規定している。

ここで「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公開することによる利益と支障を比較衡量した上で、公開することの公益性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものをいい、また、こうした支障を及ぼす「おそれがある」というためには、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

4 本件非公開部分1、2、4、5及び6の条例第7条第1号該当性について

(1) 本件非公開部分1について

ア 本件非公開部分1に係る情報の内容は、「要援護高齢者緊急一時保護依頼書」中、「依頼日」、「氏名」、「生年月日」、「年齢」、「住所」、「介護認定」、「日常生活自立度」、「認知症レベル」、「移動の手段」、「医療の必要性」、「服薬中の薬」、「食事」、「食事介助」、「虐待の種別」、「世帯状況」、「利用開始日」、「退所予定日」、「今後の方針」及び「入所時所持品」欄に係る情報である。

イ 本件非公開部分1に係る情報のうち、「服薬中の薬」欄（「利用予定者の状況」欄中のもの）に係る情報は、当該要援護者に係る緊急一時保護事業による保護の措置の依頼時における、服薬中の薬の有無を明らかにするものであるところ、この情報が公開されたとしても、服薬中の具体的な薬剤の名称等までが明らかになるものではないことから、当該情報そのものからはもちろん、他の情報と照合することによっても当該要援護者の識別が直ちに可能となるものではないと言える。

また、このように、服薬中の具体的な薬剤の名称等を明らかにする情報ではないことから、この情報は、当該要援護者の人格と密接な関連性を有する具体的な身体の状態等を示すものとは言えず、当該要援護者の権利を侵害するものとも言えない。

よって、本「服薬中の薬」欄に係る情報は、条例第7条第1号に該当しない。

ウ 本件非公開部分1に係る情報のうち、「入所時所持品」欄（「一時保護」欄中のもの）に係る情報は、当該要援護者に係る緊急一時保護事業による保護の措置について施設への入所時における、当該要援護者の所持品の内容を明らかにする

ものであることが認められる。

この点、本欄に係る情報のうち、「現金」に係る情報については、あくまで当該要援護者の施設への入所時に現に所持していた現金の有無、及び所持していた場合にはその金額を明らかにするものと認められるが、当該情報そのものからはもちろん、特異な金額であるといった事情のない本件においては、他の情報と照合することによっても当該要援護者の識別が直ちに可能となるものではないと言える。また、この情報は、本件においては、直ちに当該要援護者の資産状況を示すものとは言えないことから、当該要援護者の人格と密接な関連性を有する情報とは言えず、当該要援護者の権利を侵害するものとも言えない。

次に、本欄に係る情報のうち、「健康保険証」、「後期高齢者医療被保険者証」、「服薬中の薬」、「年金証書」、「その他」に係る、これらの所持の有無を示す情報（これらの各項目名の欄の右隣の欄）については、当該要援護者が緊急一時保護事業による保護の措置として施設へ入所する際に、各項目名に係る書面等を現に所持していたか否かを示す情報であり、これらの情報が公開されたとしても、当該情報そのものからはもちろん、他の情報と照合することによっても当該要援護者の識別が直ちに可能となるものではないと言える。また、これらの情報は、当該要援護者の人格と密接な関連性を有する情報とは言えず、当該要援護者の権利を侵害するものとも言えない。

なお、本欄に係る情報のうち、「健康保険証」、「後期高齢者医療被保険者証」、「服薬中の薬」、「年金証書」、「その他」に係る、これらの所持の有無以外の内容を示す情報（これらの各項目名の欄の右側に続く欄のうち、右端の欄に係る情報）については、実施機関の説明によれば、これらの各項目に係る書面等について、担当者が特に注記すべきと判断した事項を自由に記載する部分であるとのことであるが、少なくともこれらの欄中に具体的な記載のない場合についての、その記載のないという情報自体は、当該要援護者に係る何らの情報をも示すものとは言えないが、これらの欄中に具体的な記載のある場合については、その記載の内容によっては、当該情報そのもの、あるいは他の情報と照合することにより当該要援護者の識別が可能になるおそれがあると言える。

以上を踏まえ、審査会において、本件非公開部分1のうち、「入所時所持品」欄に係る情報を見分したところ、上記の情報（右端の欄に係る情報）については、その具体的な記載のある部分を含めても、当該書面等に係る事務的处理の内容や、当該要援護者に係る当該薬剤の服薬期間に係る情報のみが示されているに過ぎないことから、いずれにせよ、当該情報そのものからはもちろん、他の情報と照合することによっても当該要援護者の識別が直ちに可能となるものではないと言える。また、この情報は、当該要援護者の人格と密接な関連性を有する情報とは言えず、当該要援護者の権利を侵害するものとも言えない。

よって、本「入所時所持品」欄（「一時保護」欄中のもの）に係る情報は、条例第7条第1号に該当しない。

エ 本件非公開部分1に係る情報のうち、上記のイ及びウに係る情報以外の情報である「依頼日」、「氏名」、「生年月日」、「年齢」、「住所」、「世帯状況」、

「利用開始日」、「退所予定日」欄に係る情報については、当該要援護者に関する情報であって、当該要援護者個人を識別し得る情報そのもの、若しくは他の情報と照合することにより特定の個人を識別し得る情報であるから、条例第7条第1号本文に該当する。

なお、審査請求人は、実施機関が条例第7条第1号に該当することを理由に非公開とした各情報について、いずれも審査請求人の親族に係る情報であり、審査請求人はその親族が実施機関に対して取得した損害賠償請求権を相続していることから、これらの情報は同損害賠償請求権の行使のために必要な情報であって、仮に条例第7条第1号本文に係る情報に該当するものであったとしても、条例第7条第1号ただし書イに該当し、公開されるべきものである旨主張する。

しかしながら、条例第7条第1号ただし書イは、非公開情報として同号本文が定める「個人に関する情報」のうち、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を例外的に公開すべきものと規定しており、この「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため」とは特定の個人の利益の保護を想定しているものではなく、「公益」の保護を想定しているものであることから、審査請求人個人が有する損害賠償請求権の行使に際して必要であるということは、条例第7条第1号ただし書イの規定により公開すべき理由となるものではない。

また、これらの情報に関して、その他、条例第7条第1号ただし書に該当すべき事情は認められない。

よって、これらの情報は、条例第7条第1号に該当する。

オ 本件非公開部分1に係る情報のうち、上記のイ、ウ、エに係る情報以外の情報である「介護認定」、「日常生活自立度」、「認知症レベル」、「移動の手段」、「医療の必要性」、「食事」、「食事介助」、「虐待の種別」、「今後の方針」欄に係る各情報については、これらの情報そのものからはもちろん、各々の情報について他の情報と照合することによっても、直ちに特定の個人を識別することができるものではないものの、これらの情報は、特定の個人の身体の状態や認知能力の程度を明らかにするものであるから、個人の人格と密接に関わる情報と言え、これらの情報が公開されることにより、当該要援護者個人の権利を侵害するおそれがあると言える。よって、これらの情報は条例第7条第1号本文に該当する。

なお、これらの情報が、条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しないことは、上記エで述べたところと同様である。

よって、これらの情報は、条例第7条第1号に該当する。

(2) 本件非公開部分2について

ア 本件非公開部分2に係る情報の内容は、「要援護入退所報告書」中、「日付」、「氏名」、「生年月日・性別」、「種別」、「発生場所」、「住所」、「所持金」、「入所年月日」、「退所年月日」及び「退所理由」欄に係る情報である。

イ 本件非公開部分2に係る情報のうち、「所持金」欄に係る情報については、当該要援護者についての、緊急一時保護事業による保護の措置に関して、施設への

入所時又は施設からの退所時の当該要援護者の所持金の金額を明らかにするものであるが、この情報が公開されたとしても、当該情報そのものからはもちろん、特異な金額であるといった事情のない本件においては、他の情報と照合することによっても、直ちに特定の個人が識別されることとはならないと言える。

また、この情報は上記(1)ウに記載の通り、当該要援護者の入退所時点での所持金の金額を明らかにするものに過ぎず、直ちに当該要援護者個人の資産状況を示すものとは言えないことから、当該要援護者の人格と密接な関連性を有する情報とは言えず、当該要援護者の権利を侵害するものとも言えない。

よって、本「所持金」欄に係る情報は、条例第7条第1号に該当しない。

ウ 本件非公開部分2に係る情報のうち、上記イに係る情報以外の情報である「日付」、「氏名」、「生年月日・性別」、「種別」、「発生場所」、「住所」、「入所年月日」、「退所年月日」及び「退所理由」欄に係る各情報については、これらの情報が公開されることにより、当該情報そのものから、若しくは他の情報と照合することにより特定の個人を識別することが可能になる情報と言えることから、条例第7条第1号本文に該当する。

なお、これらの情報が、条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しないことは、上記(1)エで述べたところと同様である。

よって、これらの情報は、条例第7条第1号に該当する。

(3) 本件非公開部分4について

ア 本件非公開部分4に係る情報の内容は、「想定問答集」中、特定の個人の状況を踏まえて作成した部分に係る情報である。

イ 本件非公開部分4に係る情報のうち、別表第3項に記載の部分に係る各情報については、本件非公開部分4を含む想定問答全体が特定の個人を想定しての、当該個人と大阪市職員との間での想定問答を記載しているものであるとしても、当審査会においてその内容を見分したところ、緊急一時保護事業による保護に係る措置の期間や、同保護に係る措置についての費用の負担方法、同保護に係る措置の契機となる通報の根拠等、緊急一時保護事業による保護の措置に関して、一般的な手続の内容に係る問答の域を超えない内容であることが認められる。

よって、これらの情報が公開されたとしても、当該情報からはもちろん、他の情報と照合することによっても特定の個人を識別することが可能になるものとは言えない。

また、これらの情報は、特定の個人の人格と密接な関連性を有する情報とは言えず、特定の個人の権利を侵害するものとも言えない。

よって、これらの情報は、条例第7条第1号に該当しない。

ウ 本件非公開部分4に係る情報のうち、上記イに係る情報以外の情報については、審査会においてその内容を見分したところ、特定の要援護者個人の事案にのみ該当し得る具体的な事情が記載されていることが認められ、これらの情報が公開されることにより当該情報そのものから、若しくは他の情報と照合することにより当該要援護者及びその関係者個人の識別が可能になるおそれがあると認められる。よって、これらの情報は、条例第7条第1号本文に該当する。

なお、これらの情報が条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しないことは、上記(1)エで述べたところと同様である。

したがって、これらの情報は、条例第7条第1号に該当する。

(4) 本件非公開部分5について

ア 本件非公開部分5に係る情報の内容は、「関係者との面談記録」中、特定の個人に関する部分に係る情報である。

イ 本件非公開部分5に係る情報については、緊急一時保護事業による要援護者に対する保護の措置に関して、特定の要援護者に係る措置の経過、内容につき、要援護者の関係者と本市職員との間で実際に交わされた問答の一言一句を具体的に明らかにするものであることから、これらの情報が公開されることにより、当該情報そのものから、若しくは他の情報と照合することによって、当該情報が当該要援護者及びその関係者個人に係る情報である旨が明らかになる、すなわち、特定の個人の識別が可能になるおそれがあることが認められる。よって、これらの情報は、条例第7条第1号本文に該当する。

なお、これらの情報が条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しないことは、上記(1)エで述べたところと同様である。

したがって、これらの情報は、条例第7条第1号に該当する。

(5) 本件非公開部分6について

ア 本件非公開部分6に係る情報の内容は、「関係機関との経過記録」中、特定の個人の氏名等が記載された部分に係る情報である。

イ 本件非公開部分6に係る情報については、緊急一時保護事業による要援護者に対する保護の措置に関して、特定の要援護者に係る措置の経過、内容につき、関係機関又は関係職員の間で実際に交わされたやりとりの経過、内容を具体的に明らかにするものであることから、これらの情報が公開されることにより、当該情報そのものから、若しくは他の情報と照合することによって、当該情報が当該要援護者及びその関係者個人に係る情報である旨が明らかになる、すなわち、特定の個人の識別が可能になるおそれがあることが認められる。よって、これらの情報は、条例第7条第1号本文に該当する。

なお、これらの情報が条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しないことは、上記(1)エで述べたところと同様である。

したがって、これらの情報は、条例第7条第1号に該当する。

5 本件非公開部分3及び7の条例第7条第5号該当性について

(1) 本件非公開部分3について

ア 本件非公開部分3に係る情報の内容は、「要援護者入退所報告書」中、施設を運営する法人の「所在地」、「法人名」及び「代表者名」欄に係る情報である。

イ 本件非公開部分3に係る情報については、緊急一時保護事業による要援護者に対する保護の措置に関して、同事業により当該要援護者を受け入れることとなった施設を運営する法人の名称や所在地、代表者名を明らかにするものであるが、これらの情報が公開されることにより、当該法人が緊急一時保護事業における要

援護者の受け入れ先であることが明らかになり、これにより、例えば、高齢者等に対する虐待を行っていた者としては、被虐待者を受け入れた施設を覚知できる可能性が生じ、現に訪問することも可能となることが考えられ、緊急一時保護事業による高齢者等に対する緊急的な分離保護の実効性が担保できなくなるおそれがあることが認められる。

このことにより、高齢者虐待防止法第9条に規定された当該高齢者の保護が図られるよう養護者による高齢者虐待により生命または身体に重大な危険が生じているおそれがある高齢者を一時的に保護するという、実施機関が行う緊急一時保護事業の目的の達成が困難となり、実施機関による同事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

したがって、これらの情報は、条例第7条第5号に該当する。

(2) 本件非公開部分7について

ア 本件非公開部分7に係る情報の内容は、「関係機関との経過記録」中、実施機関が行う処分の着眼点、範囲、手法の一端及び経過が記載された部分に係る情報である。

イ 本件非公開部分7に係る情報については、緊急一時保護事業による要援護者に対する保護の措置に関し、実施機関が同措置に関して現に処分等を行う際の着眼点や範囲、同措置の具体的な手法の一端及び経過を明らかにするものであるが、これらの情報が公開されることにより、例えば、当該情報に触れた、現に虐待を行っている者においては、虐待に係る通報を受けた関係機関との関係を意図的に断つこと、または、虐待の事実が外部に漏れないように事実の隠蔽等を行うこと等、虐待を行っている者において、実施機関が行う緊急一時保護に対する対抗措置や防衛措置を予め講じることが可能になるおそれがあると認められる。

このことにより、高齢者虐待防止法第9条に規定された当該高齢者の保護が図られるよう養護者による高齢者虐待により生命または身体に重大な危険が生じているおそれがある高齢者を一時的に保護するという、実施機関が行う緊急一時保護事業の目的の達成が困難となり、実施機関による同事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

したがって、これらの情報は、条例第7条第5号に該当する。

6 小括

よって、本件各非公開部分のうち別表記載の部分を公開すべきである。

7 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 曾我部 真裕、委員 川島 裕理、委員 野田 崇

(別表)

- 1 本件非公開部分1のうち以下の部分
 - (1) 「服薬中の薬」欄（「利用予定者の状況」欄中のもの）
 - (2) 「入所時所持品」欄（「一時保護」欄中のもの）
- 2 本件非公開部分2のうち以下の部分
 - (1) 「所持金」欄
- 3 本件非公開部分4のうち以下の部分
※行数については標題（「【分離対応】」）を含む。
※文字数については句読点等の記号を含む。
 - (1) 第3行目第1、2文字目
 - (2) 第12行目第1文字目から第3文字目まで
 - (3) 第13行目第1、2文字目
 - (4) 第17行目
 - (5) 第18行目（第12文字目を除く。）
 - (6) 第19行目（第3文字目から第6文字目まで及び第23文字目から第26文字目を除く。）
 - (7) 第21行目
 - (8) 第23行目から第24行目まで
 - (9) 第29行目から第30行目まで
 - (10) 第32行目から第33行目まで（第32行目第1文字目から第4文字目まで及び第31文字目から第34文字目を除く。）

(参考) 答申に至る経過

令和2年度諮問受理第14号

年 月 日	経 過
令和2年12月28日	諮問書の受理
令和3年3月18日	実施機関からの意見書の収受
令和3年5月26日	調査審議
令和3年6月23日	調査審議、実施機関の陳述
令和3年11月17日	調査審議
令和4年1月25日	調査審議
令和4年2月24日	調査審議
令和4年3月25日	調査審議
令和4年5月25日	調査審議
令和4年6月22日	調査審議
令和4年6月30日	答申